

鳥取県東部地区流域治水及び減災対策協議会 規約

(設置)

第1条 「鳥取県東部地区流域治水及び減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の対象)

第2条 協議会が対象とする行政区域は、鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町とする。

(目的)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うこと。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づき、別紙記載の鳥取県管理河川における堤防の決壊、越水、越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築すること。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 第3条第1項第1号に関すること。
 - イ 流域治水についての協議及び実施状況の共有。
 - ロ 二級水系の流域全体で水害を軽減させる治水対策を取りまとめた「二級水系流域治水プロジェクト」の更新及び対策の実施状況のフォローアップ。
 - ハ その他、流域治水に関して必要な事項。
- (2) 第3条第1項第2号に関すること。
 - イ 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有。
 - ロ 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために、各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の更新および、対策の実施状況のフォローアップ。
 - ハ その他、大規模水害に関する減災に関して必要な事項。

(協議会)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会は、第4条の実施事項を行うにあたり、各事項の検討、情報交換、調整等を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、協議に参加させることができる。
- 4 幹事会は、個別に協議すべき案件がある場合、別表2に掲げる構成員の要請により、分科会を設置することができる。

(ダム洪水調節機能部会)

第7条 千代川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム洪水調節機能部会を置く。

2 ダム洪水調節機能部会は、千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会に設置するダム洪水調節機能部会をもって当ダム洪水調節機能部会とし、結果等については協議会が報告を求めることとする。

（会議の公開）

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2 幹事会・部会は、原則非公開とし、幹事会・部会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができる。
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第10条 協議会の事務局は、鳥取県県土整備部河川港湾局河川課に置く。

（雑則）

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

（附則）本規約は、平成29年5月18日から施行する。

平成30年2月7日改正

令和元年5月29日改正

令和2年5月27日改正

令和3年1月25日改正

令和3年6月2日改正

令和4年2月25日改正

令和4年5月26日改正

令和5年6月5日改正

令和6年6月5日改正

令和7年6月3日改正

別表1

鳥取県東部地区流域治水及び減災対策協議会

(委 員)

鳥取市長
岩美町長
若桜町長
智頭町長
八頭町長
国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長
気象庁 鳥取地方气象台長
鳥取県 危機管理部長
鳥取県 農林水産部長
鳥取県 東部農林事務所長
鳥取県 東部農林事務所八頭事務所長
鳥取県 企業局長
鳥取県 県土整備部長
鳥取県 鳥取県土整備事務所長
鳥取県 八頭県土整備事務所長

(オブザーバー)

国土交通省 中国地方整備局 河川部
農林水産省 中国四国農政局

(事務局)

鳥取県 県土整備部 河川港湾局 河川課

別表2

鳥取県東部地区流域治水及び減災対策協議会 幹事会

(構成員)	鳥取市 危機管理部長
	鳥取市 都市整備部長
	鳥取市 下水道部長
	鳥取市 農林水産部長
	岩美町 総務課長
	岩美町 農林水産課長
	岩美町 建設水道課長
	若桜町 総務課長
	若桜町 地域整備課長
	若桜町 経済産業課長
	智頭町 総務課長
	智頭町 地域整備課長
	智頭町 山村再生課長
	智頭町 水道課長
	八頭町 総務課 防災室長
	八頭町 建設課長
	八頭町 産業観光課長
	八頭町 上下水道課長
	国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 副所長
	気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官
	林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署長
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 鳥取水源森林整備事務所長
	鳥取県 危機管理部 次長兼危機管理政策課長
	鳥取県 農林水産部 農業振興局 農地・水保全課長
	鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課長
	鳥取県 東部農林事務所 地域整備課長
	鳥取県 東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課 参事
	鳥取県 企業局 工務課長
	鳥取県 生活環境部 暮らしの安心局まちづくり課長
	鳥取県 県土整備部 河川港湾局長
	鳥取県 県土整備部 河川港湾局治山砂防課長
	鳥取県 鳥取県土整備事務所 副所長兼計画調査課長
	鳥取県 鳥取県土整備事務所 河川砂防課長
	鳥取県 八頭県土整備事務所 副所長兼計画調査課長
	鳥取県 八頭県土整備事務所 河川砂防課長
(オブザーバー)	国土交通省 中国地方整備局 河川部
	農林水産省 中国四国農政局 農村振興部
	鳥取県 生活環境部 自然共生社会局 水環境保全課
(事務局)	鳥取県 県土整備部 河川港湾局 河川課

別紙

第3条第1項第2号における鳥取県管理河川は、野坂川、大路川、八東川、私都川、蒲生川、小田川、塩見川、河内川、勝部川、日置川のほか、一級河川千代川水系及び第2条で対象とする行政区域内の二級水系のうち、鳥取県管理区間とする。